平成２２年（フ）第１８６号
山梨県山梨市三ケ所215番地２
破産者　株式会社キョーワアクセサリー
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２１６号
岐阜県瑞穂市古橋1720番地３
破産者　野見山紀代美
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２７０号
岐阜県各務原市蘇原瑞穂町４丁目42番地
破産者　有限会社幸和建築
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４９号
静岡県沼津市北園町３番地の15
破産者　有限会社エー・ワン工房
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
三重県鈴鹿市野町西３丁目７番18号
破産者　有限会社シーエスラン
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３４号
三重県鈴鹿市十宮３丁目19番７号
破産者　加藤　忠久
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３６号
三重県津市栗真中山町425番地
破産者　有限会社企画工房コウメイ
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３７号
三重県津市新東町19番地
破産者　株式会社グッドマン
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２３８号
愛知県名古屋市千種区内山１丁目22番９号グランスイート千種タワー401号、前住所愛知県名古屋市東区泉３丁目30番17号　Ａｍｂｉｅｎｔｅ泉1102号
破産者　澤口　浩三
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８９号
奈良市秋篠早月町194番６―14
破産者　株式会社ウメ・ヤデザイン
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５５号
広島県福山市神辺町西中条960番地の14
破産者　有限会社山陽研磨
１　決定年月日　平成22年11月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１４８号
さいたま市緑区東浦和９丁目18番地11　ファミリーマンション303号
破産者　マルサングループ東浦和店小林青果店こと　小林　　昇
１　決定年月日　平成22年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１４９号
さいたま市緑区東浦和９丁目18番地11　ファミリーマンション303号
破産者　小林富士江
１　決定年月日　平成22年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８１号
埼玉県川口市大字赤井1219番地の31
破産者　新島　　充
１　決定年月日　平成22年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１９号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿甲3296番地ビューライフオガワ201
破産者　前川　直信
１　決定年月日　平成22年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１４４号
佐賀県鹿島市大字重ノ木乙1470番地６
破産者　松尾　七郎
１　決定年月日　平成22年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第３７６号
長崎県長崎市川平町373番地２
破産者　大石　　均
１　決定年月日　平成22年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３７７号
長崎県長崎市川平町373番地２
破産者　大石　慶子
１　決定年月日　平成22年11月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７０３号
札幌市北区新琴似９条５丁目２番43号　テラスハウスＡ号
破産者　大高　尚哉
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０２号
北海道室蘭市沢町４番14号、申立時の住所北海道札幌市北区北25条西16丁目３－１－215メゾンドルチェ北25条
破産者　田中　禮子
１　決定年月日　平成22年11月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部